

〈自動継続自由金利型定期預金（M型）〔複利型〕規定〉

1. （自動継続）

(1) この預金は、通帳（証書）記載の満期日に前回と同一の期間の自由金利型定期預金（M型）に自動的に継続します。

継続された預金についても同様とします。

(2) この預金の継続後の利率は、継続日における当行所定の利率とします。

ただし、この預金の継続後の利率について別の定めをしたときは、その定めによるものとします。

(3) 継続を停止するときは、満期日（継続をしたときはその満期日）までにその旨を当店に申出てください。

2. （預金の支払時期）

(1) この預金は、第1条第3項により継続停止の申出があったときに、満期日以後に利息とともに支払います。

(2) 第1項にかかわらず、満期日前においてもこの預金の一部を解約することができます。

この場合、第4条の定めにより取扱うこととします。

3. （利息）

(1) この預金の利息は、預入日（継続をしたときはその継続日。以下同様とします。）から満期日の前日までの日数および通帳（証書）記載の利率（継続後の預金については第1条第2項の利率。以下これらを「約定利率」といいます。）によって6ヵ月複利の方法で計算し、あらかじめ指定された方法により、満期日に指定口座へ入金するか、または満期日に元金に組入れて継続する方法により支払います。

ただし、利息を指定口座へ入金できず現金で受取る場合には、当行所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して通帳（証書）とともに当店に提出してください。

(2) 継続を停止した場合のこの預金の利息は、満期日以後にこの預金とともに支払います。

なお、満期日以後の利息は、満期日から解約日または書替継続日の前日までの日数および解約日または書替継続日における普通預金の利率によって計算します。

(3) この預金を共通規定第2条第1項により満期日前に解約する場合および共通規定第2条第5項により解約する場合には、その利息は、預入日（継続をしたときは最後の継続日）から解約日の前日までの日数および次の預入期間に応じた利率（小数点第3位以下は切捨てます。）によって6ヵ月複利の方法で計算し、この預金とともに支払います。

なお、次の①乃至③の利率が、解約日における普通預金の利率を下回るときは解約日における普通預金の利率とします。

① 預入日の3年後の応当日から預入日の4年後の応当日の前日までの日を満期日としたこの預金の場合

A. 6ヵ月未満	解約日における普通預金の利率
B. 6ヵ月以上1年未満	約定利率×20%
C. 1年以上1年6ヵ月未満	約定利率×30%
D. 1年6ヵ月以上2年未満	約定利率×40%

【定期預金・通知預金・譲渡性預金規定集】

- E. 2年以上2年6ヵ月未満 約定利率×50%
- F. 2年6ヵ月以上4年未満 約定利率×60%

② 預入日の4年後の応当日から預入日の5年後の応当日の前日までの日を満期日としたこの預金の場合

- A. 6ヵ月未満 解約日における普通預金の利率
- B. 6ヵ月以上1年未満 約定利率×15%
- C. 1年以上1年6ヵ月未満 約定利率×20%
- D. 1年6ヵ月以上2年未満 約定利率×30%
- E. 2年以上2年6ヵ月未満 約定利率×35%
- F. 2年6ヵ月以上3年未満 約定利率×40%
- G. 3年以上3年6ヵ月未満 約定利率×50%
- H. 3年6ヵ月以上5年未満 約定利率×60%

③ 預入日の5年後の応当日を満期日としたこの預金の場合

- A. 6ヵ月未満 解約日における普通預金の利率
- B. 6ヵ月以上1年未満 約定利率×10%
- C. 1年以上1年6ヵ月未満 約定利率×15%
- D. 1年6ヵ月以上2年未満 約定利率×20%
- E. 2年以上2年6ヵ月未満 約定利率×25%
- F. 2年6ヵ月以上3年未満 約定利率×30%
- G. 3年以上3年6ヵ月未満 約定利率×40%
- H. 3年6ヵ月以上4年未満 約定利率×50%
- I. 4年以上4年6ヵ月未満 約定利率×60%
- J. 4年6ヵ月以上5年未満 約定利率×70%

(4) この預金の付利単位は1円とし、1年を365日として日割で計算します。

4. (預金の一部解約)

- (1) この預金は、預入日の6ヵ月後の応当日以後であれば、満期日前に預金の一部を解約することができます。ただし、預金の一部を解約することにより、当初預入時の預金金額と一部解約後の預金金額において、当行所定の金額階層区分が相違する場合は、当該預金の一部解約はできません。
- (2) この預金の一部を解約するときは、1万円以上の金額で指定してください。
この場合の利息については、第3条第3項の規定を準用します。
- (3) 一部解約後のこの預金は、この預金規定により取扱います。

5. (規定等の変更)

- (1) この規定の各条項その他の条件は、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当行ホームページへの掲載による公表その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。
- (2) 前項の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

【定期預金・通知預金・譲渡性預金規定集】

以上
(2020年4月現在)